

事業報告

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

地域社会の健全な発展を目的として、道路及び鉄道トンネル、地下駅・地下街等における移動通信サービスの不感対策を実施するため、移動通信用中継施設を整備、維持管理し、これらの施設を移動通信の業務を行う者の利用に供することにより、移動通信サービスの充実を図ることを通じて、一般市民に対する事故や災害発生時の通信確保などの安心・安全の提供、ビジネスや各種社会活動の活発化・効率化の実現に寄与することを目的として取り組みを行った平成 26 年度の事業報告を行う。

I 公益目的事業（公 1）

1 電波遮へい対策事業

(1) 電波遮へい対策施設の整備

表－1 に示すとおり、平成 26 年度の完了施設数は、中間見直し計画の 776 施設に対して 34 施設増の 810 施設、施設整備費は中間見直し計画 28,556 百万円に対して 5,259 百万円減の 23,297 百万円となった。

なお、施設整備費の中間見直し計画に対する主な差分は、施設管理者との協議等の遅れによる翌年度繰り延べなどによるものである。

表－1 平成 26 年度電波遮へい対策施設数

	当初計画 (参考)	中間見直し 計画	平成26年度完了施設数					計(B)	差分 B-A
		計(A)	新規対策	品質改善	MIMO化	事業者設備追加	その他		
地下駅等	514	292	12	139	59	76	10	296	4
地下街	59	25	1	0	14	0	3	18	-7
地下駐車場	7	2	0	0	1	0	0	1	-1
地下駅等 小計	580	319	13	139	74	76	13	315	-4
道路トンネル	308	215	120	11	0	66	33	230	15
鉄道トンネル	130	123	36	0	0	119	1	156	33
地下鉄等駅間	183	119	63	32	0	11	3	109	-10
総計	1,201	776	232	182	74	272	50	810	34

主な取組みは以下のとおり

① 地下駅等・地下街・地下駐車場対策

地下駅等対策の完了施設数は中間見直し計画 319 施設に対し 315 施設、施設整備費は中間見直し計画 7,941 百万円に対して 5,334 百万円となった。

主な取り組みとして東京地下鉄、都営地下鉄他品質改善（容量分散工程含む）139 施設、MIMO 化（注 1）74 施設等を完成した。

注1：Multiple-Input and Multiple-Output、無線通信において送信機と受信機の双方で複数のアンテナを使い通信品質を向上させるスマートアンテナ技術の一つ。

② 道路トンネル対策

道路トンネル対策の完了施設数は中間見直し計画 215 施設に対し 230 施設、施設整備費は中間見直し計画 4,658 百万円に対して 4,257 百万円となった。

主な取り組みとして、道東自動車道、能越自動車道、東九州自動車道等を含む新規対策 120 施設などの工程を実施した。

③ 鉄道トンネル対策

鉄道トンネル対策の完了施設数は中間見直し計画 123 施設に対し 156 施設、施設整備費は中間見直し計画 7,885 百万円に対して 6,665 百万円となった。

主な取り組みとして、東北新幹線の一ノ関～水沢江刺（一関トンネル～田茂山トンネル）間 9 施設、山陽新幹線の新岩国～新山口（第一米川トンネル～第二赤岸トンネル）間 27 施設等を完成した。

④ 地下鉄等駅間対策

地下鉄等駅間対策の完了施設数は中間見直し計画 119 施設に対し 109 施設、施設整備費は中間見直し計画 8,072 百万円に対して 7,041 百万円となった。

主な取り組みとして、埼玉高速鉄道線全区間、京都市営地下鉄東西線の全区間等、新規対策 63 施設を完成した。なお、施設管理者との施工協議遅れ等により名古屋鉄道等 10 施設が次年度繰り延べとなった。引続き施設管理者、協力会社などと連携し対策を進めていく。

⑤ 新装置の導入

地下鉄等駅間・地下駅・地下街等の対策施設における急激な需要増に対し、新たな周波数（注2）を追加した新装置の導入が急務となっている中、平成 25 年度から技術検討を開始した新装置の開発を平成 26 年度に完了した。また、新橋、横浜、小田原の各地下街においてフィールド検証を実施するとともに、平成 27 年度からの本格導入に向けて施設管理者等との交渉を開始した。

注2：携帯電話事業者が既に国から周波数の割当てを受け、閉空間以外の場所で使用中又は使用予定の周波数であって、電波遮へい対策に使用している協会の中継設備において現在対応していない周波数

(2) 電波遮へい対策施設における設備撤去

設備撤去数は中間見直し計画 401 施設に対し 396 施設、撤去費用は中間見直し計画 2,267 百万円に対して 2,269 百万円となった。

第二代用中継設備の撤去は中間見直し計画 188 施設に対し 183 施設、撤去費用は中間見直し計画 1,764 百万円に対して 1,627 百万円、その他工程（事業者設備追加等の装置更改、蓄電池交換に伴う撤去工事等）の撤去は中間見直し計画 213 施設に対し 213 施設、撤去費用は中間見直し計画 503 百万円に対して 642 百万円となった。

(3) 電波遮へい対策施設の維持管理

主な取組は以下のとおり

① 対策施設の維持管理

地下駅等対策設備、地下鉄等駅間対策設備、高速道路・国道等の道路トンネル対策

設備及び新幹線等の鉄道トンネル対策設備など、電波遮へい対策施設の定期点検を計画的に行うと共に、点検結果による修繕及び故障発生に伴う復旧対応などの対策施設の維持管理を実施した。中継設備の管理費支出総額は、中間見直し計画 10,918 百万円に対して新規対策の一部考慮漏れに伴う施設賃借料等の増により 43 百万円増の 10,961 百万円となった。

② 予防保全・支障移転

中継施設の空調機、蓄電池等の劣化に伴う設備の更改を 20 件実施した。費用は中間見直し計画 45 百万円に対し空調機の追加更改発生により 3 百万円増の 48 百万円となった。

また、中継設備の支障移転については、施設管理者側の施設の改装等 145 件実施した。費用は中間見直し計画 211 百万円の計画に対し緊急移設等の対応があった事により 6 百万円増の 217 百万円となった。

③ その他

運営委員会の下に設置された保守運営分科会において、対策施設別・装置別の故障の発生状況・原因の詳細分析・故障管理に基づき、仮設定したサービス品質目標 (SL0) を平成 26 年度一年間の評価により適正であることを判断し本格設定とした。

2 無線システム普及支援事業

事業を開始した平成 17 年度から平成 22 年度までに整備を行い、現在回線提供を行っている 380 回線の維持・管理を行っている。平成 26 年度は回線提供先の要望により伝送路の品目変更を 5 回線実施した。伝送路整備事業費支出は、伝送路の品目変更による固定回線事業者への専用線利用料の減により中間見直し計画 1,059 百万円に対し、1,058 百万円となった。

3 移動通信用鉄塔施設事業

過疎地等における情報格差の是正を目的として設立された公益法人から移動通信サービスの利用に必要な中継設備について受入れた 27 施設の維持管理を行っている。平成 26 年度は、鉄塔の発錆状況調査 17 件及び施設の塗装 1 件を実施した。中継設備管理費支出として 33 百万円の計画に対して 27 百万円となった。

II 法人の管理運営

1 法人の運営について

法令、定款及び規程類等に則り、公益社団法人の事業運営を適切に行うとともに、公益目的事業を円滑かつ効率的に実施していくことを念頭に取組みを行っている。

公益社団法人移行初年度の平成 25 年度事業報告・決算については、法令及び定款の規定に基づき第 2 回定時総会 (H26. 6. 19 開催) に報告を行った後、行政庁へ平成 25 年度の事業報告書等に関わる定期提出書類を 6 月末に提出した。また、代表理事の交代に伴う各種行政手続き及び施設管理者等に対する名義変更等の対応は上期に完了した。

事務局運営については、財務会計システムとの連携を図りつつ、発注関連処理のシス

テム化を下期に実施した。また、協会保有の対策施設情報と中継設備等に関連する各種情報の系統的な整理等をするため、対策施設IDを付与し一元的な管理を行う枠組みを構築した。また、対策施設と中継設備の情報及び竣工図面等を継続的に管理する体制を構築するよう改善を図った。

また、新装置導入推進に向けたプロジェクト体制を構築するため、7月以降、職員増による体制強化等を図った。

事務局運営経費などの法人会計については、管理費支出は、事業活動支出として1,187百万円、固定資産取得支出等の投資活動支出として149百万円の合計1,336百万円の間見直し計画に対し、業務効率化による費用減、システム構築費増等により、事業活動支出1,137百万円、投資活動支出189百万円の合計1,326百万円であった。

III 法人の業務の適正を確保するための体制

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第90条5項規定により、一般社団・財団法人法第90条第4項第5号及び一般社団・財団法人法施行規則第14条に規定する、理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制として、本協会の内部統制システムに関する体制の整備について、第5回理事会決議（H26.3.20開催）の内容は以下のとおり。

- 1 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、職員倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を構築している。
 - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告する。
 - (3) 監事を窓口とする内部通報制度（監事ホットライン）の利用を促進し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - (4) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
 - (5) 監事は、監事監査規程に基づき、理事会及びその他の重要な会議、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 理事は、社員総会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令・定款及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）は、法令・定款に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
 - (3) 理事は、事務処理規則に従い、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、規則・規程等を適切に保存し、管理する。
 - (4) 理事及び監事は、必要に応じいつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - (2) 役員はリスク管理規程に基づき、リスクに関する措置を行うとともに、業務執行会議にリスク管理に関する重要な事項を報告し、業務執行会議は法人のリスク管理の実施について監督する。

(3) 不測の事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合には、代表理事（会長）を室長とする緊急事態対策室を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時理事会を毎事業年度2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (2) 本法人の事業運営に関わる重要事項については、理事会において審議し、その審議を経て執行の決定を行う。
- (3) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務処理規則、責任規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- (4) 理事は、事業計画及び予算について、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保するとともに、予算の進捗状況については、業務執行会議で確認し、理事会に報告する。

5 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、本協会は事務処理規則に基づき本法人の使用人から、監事スタッフ（監事補助者）を任命するものとする。
- (2) 当該使用人は、職務執行にあたり監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令は受けない。
- (3) 当該使用人の人事考課、異動及び処分については、事務処理規則に基づき監事の同意を要することとする。
- (4) 監事スタッフ（監事補助者）は、業務の執行に関わる役職を兼務しないこととする。

6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事及び使用人は本法人の業務又は事業に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記にかかわらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 監事は、理事会に出席するほか、必要に応じて、その他重要な会議に出席し、本法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (3) 監査を実効的に行うために、代表理事（会長）、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。